

災害時における給電車両等の貸与に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と大分トヨタ自動車株式会社、大分トヨペット株式会社、トヨタカローラ大分株式会社、ネッツトヨタ大分株式会社、ネッツトヨタ東九州株式会社、株式会社トヨタレンタリース大分（以下「乙」という。）及びトヨタL＆F大分株式会社（以下「丙」という。）並びにトヨタモビリティパーツ株式会社九州北部統括支社（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大分市内において災害が発生した場合に、甲、乙、丙、丁が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力及びフォークリフトでの物資の搬入等並びに可搬型給電機等の貸与について必要な事項を定める。

（貸与可能な車両等の種類）

第2条 甲が乙に対して貸与の要請をすることのできる車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

2 甲が丙に対して貸与の要請をすることのできる車両は、フォークリフトとする。

3 甲が丁に対して貸与の要請をすることができる機材は、可搬型給電機及び発電機とする。

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、前条第1項各号に掲げる車両及びフォークリフト並びに可搬型給電機等（以下「給電車両等」という。）を必要とする場合は、乙、丙、丁に書面（様式第1号）で貸与の要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙、丙、丁は、前項の規定により要請があったときは、可能な範囲で、保有する給電車両等を甲に貸与するよう努めるものとする。この場合において、丙は、併せてオペレーターの派遣に努めるものとする。

3 乙、丙、丁は、災害による停電が発生した場合は、甲より要請がないときであっても、販売店店舗等において、可能な範囲で近隣住民への給電協力を努めるものとする。

4 乙は、災害により飲料水が不足する場合は、販売店店舗等において保存水を備蓄している場合は、可能な範囲で近隣住民へ提供するものとする。

（給電車両等の引渡し）

第4条 給電車両等を貸与する場合は、乙、丙、丁が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙、丙、丁による給電車両等の運搬が不可能な場合は、甲、乙、丙、丁で協議し、引渡しの方法を決定するものとする。

2 乙、丙、丁は、給電車両等を引き渡した場合は、甲に対して速やかに書面（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 給電車両等の貸与期間は、原則として災害発生から3日間程度とする。ただし、災害の規模に応じて甲が延長を希望する場合は、甲、乙、丙、丁で協議し貸与期間を延長することができるものとする。

（給電車両等の返却）

第6条 甲は、乙、丙、丁より貸与された給電車両等を貸与時の現状に復し（通常摩耗を除く。）返却するものとする。

2 給電車両等の返却方法については、甲、乙、丙、丁で協議し決定するものとする。（費用負担）

第7条 この協定の定めるところにより、甲が貸与を受ける給電車両等の使用料は、無償とする。（但し、株式会社トヨタレンタリース大分から甲へ費用負担の申し入れがあった場合はこの限りではない。）

2 貸与時点において給電車両等に充電されている電力及びガソリンは、乙、丙、丁が無償で提供するものとする。

3 貸与中に給油等を行う場合の費用については、甲が負担するものとする。

（補償）

第8条 給電車両等の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）事故により、第三者に与えた物的損害又は人的損害については、その損害の帰責事由がある者が、補償責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙、丙、丁で協議し、その賠償に当たるものとする。

（2）自動車保険が適用される場合の取扱いは、第9条の規定による。

（車両保険の扱い）

第9条 乙及び丙は、第2条第1項各号に掲げる給電車両の貸与に当たっては乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入し、フォークリフトの貸与に当たっては丙の負担により任意保険に加入し、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙又は丙にその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受ける際にかかる費用については、全て乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合又はそれらにより保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（使用上の留意事項）

第10条 甲は、貸与を受けた給電車両等を次のとおり使用するものとする。

（1）原則として、大分市内で使用する。

（2）フォークリフトは、公道での使用は不可とする。

（連絡責任者）

第11条 甲、乙、丙、丁は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式第3号）により報告するものとする。この場合において、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（故障等の対応）

第12条 貸与期間中に給電車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が発生した場合には、速やかに甲、乙、丙、丁で対応を協議する。

（訓練等）
第 1 3 条 乙、丙、丁は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙、丙、丁の負担とする。
（協議）
第 1 4 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁が協議の上、定めるものとする。
（協定期間）

第 1 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。
ただし、この協定の有効期間が満了する日の 2 月前までに、甲、乙、丙、丁のいずれから、書面によってこの協定を終了し、又は変更する意思表示が行われなときは、この協定を更に 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 9 通を作成し、甲、乙、丙、丁がそれぞれ押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

附 則
令和 3 年 3 月 2 5 日に締結した「災害時における給電車両及びフォークリフトの貸与」に関する協定」は、本協定の成立した時をもって消滅する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

甲 大分市荷揚町 2 番 3 1 号
大分市
大分市長 佐藤 樹一郎

乙 大分市大字宮崎字口ノ坪 1 4 2 7 番地 1
大分トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 三宮 邦雄

大分市王子南町 8 番 2 1 号
大分トヨペット株式会社
代表取締役社長 片岡 潔

大分市大字大分 4 6 7 8 番地 2
トヨタカローラ大分株式会社
代表取締役社長 林 新太郎

大分市三佐 1 丁目 2 番 2 3 号
ネッツトヨタ大分株式会社
代表取締役社長 那賀 圭介

大分市大字宮崎字口ノ坪 1 4 2 7 番地 1
ネッツトヨタ東九州株式会社
代表取締役社長 渋谷 久志

大分市中春日町 1 6 番 1 7 号
株式会社トヨタレンタリース大分
代表取締役社長 曾根田 淳

丙 大分市花高松 3 丁目 1 0 - 6
トヨタ L & F 大分株式会社
代表取締役社長 小野 和人

丁 大分市春日浦 8 3 4 番地 1 9 3
トヨタモビリティパーツ株式会社 九州北部統括支社
第三営業ブロック長 神田 一宏